

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人麴町法人会（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは理事並びに会長、副会長、専務理事及び常任理事をいう。

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって同法第9条第1項第2号の業務執行理事とする。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規則、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第4条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(設置)

第5条 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名以内を専務理事、20名以内を常任理事とする。

(会長)

第6条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として、この法人を代表し、その会務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 3ヶ月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第7条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - (2) 3ヶ月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副会長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会において定めた順序に従い、会長の職務を執行する。

(専務理事)

第8条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐して事務局を指揮監督し、この法人の常務を統括する。
- (2) 3ヶ月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常任理事)

第9条 常任理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長の業務の執行を補佐する。

(2) 3ヶ月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 常任理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会において定めた順序に従い、副会長の職務を執行する。

(代行順序の決定)

第10条 第7条第2項及び前条第2項に規定する順序については、その必要のあるときは、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

別表

職務事項	会 長	副 会 長	専務理事	常任理事
事業計画及び予算案の作成に関すること	○	○	○	○
事業報告及び決算案の作成に関すること	○	○	○	○
人事及び給与に関すること	○			
重要な使用人以外の者の任用に関すること				
国外出張に関すること				
国内出張に関すること				
契約の締結				
1件50万円以上	○			
1件50万円未満20万円以上				
1件20円未満				
支出				
1件50万円以上	○			
1件50万円未満20万円以上				
1件20円未満				
セミナー等の事業の実施に関すること				
会費に関すること				
職員の教育及び研修に関すること				
渉外に関すること				
福利厚生（役員含む）に関すること				
外部に対する文書の発簡				
とくに重要なもの				
重要なもの				
比較的重要なもの				
（事業に関するもの）				
一般事務連絡				
（事業に関するもの）				
理事会の招集	○			
理事会の議長	○			